

電通労働運動をふり返って

J M I T U 顧問 岩崎俊

(二〇一六年一〇月労働総研の取材を受けて) 自己紹介

私は一九四二年四月一四日に京都・上京区油橋詰町に生まれ現在もここに居住しています。近くには、戻り橋、晴明神社、御所があり、町内にはおちやわんやの樂焼本家があります。

京都府立朱雀高校を卒業して、電電公社に入社。勤務先は大阪の本町電話局でした。労働組合運動もこの大阪から始まりました。

現在はJ M I T U 顧問をしています。今年の1月31日にJ M I U と通信労組が組織統一して新しい組合になりました。そのJ M I T U の顧問をしています。元は通信労組の中央執行委員長を九期、全労連の幹事もしていました。

電通労働運動に私が参画した頃からの報告をしたいと思えます。逡信省から国際電話がK D D I、国内だけの電話会社として電電公社に分かれ私は電電公社に

入社しました。

電電公社は、当時は皆さんもご存じのように、なかなか自宅に電話がつかないと、「電話の債権を10万円買ったら、15年後には倍になるで」と、債権を買った人から電話が付いた。私たちは、電電公社が民営化されるときには、

「それはおかしい」と言ったのは、国民の皆さんが債権を買って電電公社を作ったので、政府はほとんどお金を出していない。それを民間にうっぱらってその収益を国が得るのは筋が違うと民営化には絶対に反対だということを主張した。それから2年、3年後に労働運動の方に足を突っ込んでいまままで約半世紀ぐらい労働組合の運動を続けています。

私が入社した本町電話局という所は、労働組合としては元々全電通の民主的な役員が指導権を握っていて革新的な運動をやっている所でした。

全電通中央の反共指導からの弾圧

4・17ストライキ問題

私は1962年に入社、64年の春闘での『4・8声明』という、『4・17問題』が起きました。この問題は、昭和39年4月17日の春闘ストライキをめぐる、このストライキは官憲が公労法で弾圧をかけてくる可能性があるからこのストライキは検討したらどうか」という意見が組合員から巻き起こったのです。

その時、大阪は、全電通大阪北支部と南大阪支部の2つに分かれていて、その両方も民主的統一派が主導権を握っていました。その上部に近畿地方本部があり、近畿地本は大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫を網羅していました。この地本に片山甚一委員長(後に社会党参議院議員)と中央には山岸書記長(後に連合会長に)らがおり、大阪が民主派で握られていたことを苦々しく思っていた「早くつぶしたい」と考えていたことはその後の行動で明らかになりました。それが結局この4・17問題で、北大阪支部長の

草川さん(後に通信労組初代中央執行委員長に)らが「一度検討したかどうか」と言っていたのを、大阪本町電話局組合員は当日朝8時に全組合員が集結、しかし中央本部は「ストライキは中止」という指令出しました。結局ストライキは実施されませんでした。

しかしそれを皮切りに「スト破り」だと決めつけて、草川委員長ら役員全員を除名にし、傘下組合員全員に「踏み絵」のハガキを一人ひとりに渡して、そのハガキには「今後日本共産党の指示には一切従わない」と記載されていました。組合員は、日本共産党の指示に従って「ストライキ」の検討の意見をあげたものでなく、自ら考えて意見を出しただけに、そういうことこの文面が入ったのです。そのようなハガキに署名と印鑑を押させたのです。

労働運動をやりだした時期

そういうことで「そんな反共署名は出来ない」と拒否した組合員を全員、組織排除しました。組合員がみずから全電通から離脱したという風にして結局全電通の

組織から強制的に排除したので。これは僕が電電公社入社2年目のことです。その時に全電通指導部が民主的な統一派といわれる役員を大阪ではすべてを排除し、後の支部や分会の役員は、社会党員か社会党を支持者で組織されていきました。

再編という名で、全電通指導部の意向を持った役員で支部や分会を「役員組織再編」(社会党一党支持体制)やったのです。その時に私はまだ新人だから何もわからないだろうというところで、本町分会の青年部長に推挙されて執行部に入って、そこから私の労働運動が始まりました。しかし、分会の団体交渉に出席したら、電電公社側の意見と同じことを全電通側の交渉委員が述べるので、私は職場の要求はそのようではないと発言すると、公社側と組合側から攻められるという場面が何回もありました。それから執行部の中で孤立し始めました。

関目分会の分会長に

1966年に新しく市外関目電話局(社員は二五〇名程度)が

開設され、その電話局の電力(電話の基になる電源を保守する仕事)配属されました。本町分会の執行部のやり方もいやになっていたので、関目局への配転に応じました。

電電公社は、60年から67年までは電話局の増設が相次ぎました。いわゆる自即網と言いまして、直ぐに電話が繋がるように電話局が多く必要になり、その流れで関目電話局が建設されました。

その関目電話局に行って2年目に分会執行部に入りました。当時は、新しい分会は必ず全電通指導部が役員を指名をして分会を組織していました。関目分会も社会党員分会長でした。私が分会役員推挙されたのは、この二年間の中で職場集会などで要求を言ったり、分会指導部のやり方に意見を言ったりしていたからです。

分会役員になって二年目に、当時の社会党分会長が、私に「分会長を代わってくれ」と言ってきた。「何やお前はもうしないのか?」と言ったら、「もう出来ないんや」と「それなら」ということで、それから分会長をやりました。その時は、私は、反主流というこ

とはわかっていただけでも、分会長が「私に」と。その後全電通大阪中支部関目分会の分会長として17年間やりました。分会長、17年間の毎年の役員選挙では、一度も対立候補は出ませんでした。

職場の要求に根ざした活動重視

「なぜ岩崎分会長に対立がでないのか」と支部役員はいつも苛立ちを持っていました。そして、対立候補として係長を何人かを送り込んできました。しかし、数人の送り込まれた係長はだいたい半年ぐらいで「岩崎の対立にでない」と表明する状態になりました。対立しても「岩崎には負ける」と判断したらしい。

関目電話局の中には、社会党員も自民党員も公明党の支持者もおりました。そこで私は、働いている職場の要求を必ずみんなでたたかいてることを徹底しました。組合員の要求を勝ち取ると、この頃の電電公社には休憩室に座布団ありませんし、テレビもありません、そういう時代だった。まず座布団の要求から勝ち取る

ことをしました。

要求を勝ち取るためには、組合員みんなの力があるとピラなどで訴えました。また政治活動も活発に行いました。玄関で腕章を着け「今日は労働組合のピラです」と、政治活動の時は日本共産党後援会の腕章を着け「今日は後援会活動です。よろしく」と、労働組合活動と政治活動をきっちり区別して日常活動を進めていきました。その時に自民党とか社会党員の人が「岩崎は共産党後援会のことでもやるけども職場要求については労働組合で実現するので、労働組合分会長として支持する」ということで支持を得てと思います。

社会党一党支持との闘争

一九七〇年代には、全電通指導部は、組合員全員から政治闘争資金を集めていました。その闘争資金は社会党の選挙に使われませんでした。私たちは、「社会党を支持しないものからも集めるのはおかしいやないか」と意見を述べ、それから「闘争基金を拒否するもの

は分会に申し出をしなさい」と変わった。「私は政治闘争資金を拒否します」と書いて分会に提出したら免除されました。関目分会は半分以上が免除された。他の分会では、「拒否したら、会社側から憎まれるぞ」と言つて拒否者を出さないように圧力を加えました。

この政治闘争基金は、社会党の市議員、町会議員の全電通推薦者への運動資金となりました。例えば城東区の市議員とか府会議員の社会党を推薦する時には、全電通の役員がその選挙事務所に座る。その座った役員に500万円を渡し自由に使わせるということが明らかになっていました。それは、関目からも社会党を支持する組合員が応援にいった組合員から「分会長、二度と行かないわ、」と言つてきました。なぜかと聞くと、応援に行ったらすぐに「昼飯を食つて来いと1万円を渡された。昼飯に500円もかからないので返金したらもらつとけと言われた。「あんな怖いことはないわ」と言つてきました。このように組合員の大切な組合費が使われるのはおかしいと批判を強めていました。政治闘争資

金がこのように使われると暴露しながら、われわれは「社会党一党支持は間違いだ」「一党支持の方針決定は憲法違反だ」と繰り返したたかっていました。

反共攻撃には断固反対貫いて

それから17年間、労働組合大会や議決機関での私の発言に対して、また運動の面での反共攻撃とのたたかいが続きました。地本・支部の大会や支部委員会（一〇〇人から二五〇人ぐらいの構成員）に分会代表として出席し、私が発言したら、「共産党の話はするな」「共産党の代表はだまれ」などなどの野次が轟轟でした。私はその時に、労働組合運動に反共思想は許してはならないという信念を持つていました。だからこれらの野次に対して、断固ひるまずに、議長が私を制止しようが、野次つた委員の目の前に行つて、その反共野次を撤回させるまでその場で抗議しました。議長に「私は関目分会を代表し発言しているのにこの野次は許せない。撤回させてほしい」と議長が「野次つた委員に撤回しなさい」と言

つた時に、撤回したことを確認して発言を続けることにしてしました。反共攻撃は絶対許さない態度で臨む私の態度を見て、その後、徐々になくなりました。

反共攻撃をする上部役員の発言

言を見過ごせない問題を取り上げたことがあります。それは一九七四年一月二二日起きた兵庫県の八鹿高校事件のことです。教職員約六〇数名が部落解放同盟（日本社会党系）に学校に連れ戻され、監禁・暴行の限りをつくし、糾弾と自己批判書を強要し四名負傷内二九名が重傷したという事件です。私は、事件直後に全電通関目分会長として、その真相を確認するために現地に調査に入り、これらの暴力事件があつたことを確認しました。重傷になられた片山先生の病院にも見舞いに行きました。この問題で大阪中支部委員会で支部役員は、八鹿高校事件では「暴力はなかった。あかはた報道はウソだ」と発言。私はひるまず「支部はウソをつくな。私は現地で暴力を受けられた先生や暴力を見た町の人からその事実を聞いてきた。暴力はなかった」ということは誤りだから取

り消せ」と、支部役員は再度調べると言つてそれ以上の発言は出来ませんでした。

反共攻撃は空気のように見過ごしはならないと確信しました。

分会長降ろしの不当な攻撃

支部執行部はどうしても「岩崎の影響をなくす」ことに躍起になつていました。

関目という電話局は、電話部門、長距離搬送と無線という3つの部門がありました。3つの部門で全電通関目分会だった。支部は、私の影響力をぐため、3つの部門を切り離し3つの分会にしてみました。私は電話部門の関目分会の分会長になりました。

1971年の全電通の近畿地本大会で「社会党一党支持決定は憲法に反する」と「憲法に反する決定は間違い」だと、発言したら、即座に片山地本委員長が、私の所に来て「こらゴキブリ」と言つて写真を撮り、9月に全電通から除名にしました。除名された直後に大阪地裁で裁判にかけて、第1回の公判（この年の十二月）一日前に中央本部から私の職場に電話

がかかり「あなたの除名を取り消すので裁判はいりません」と言うてきました。

全電通の中で除名処分を受けて、即、中央本部が除名処分を解除したというのは、全国広しと言えども私一人だと思えます。これが一回目の除名です。2回目の除名は後で出てきます。民営化反対の運動の中で二回目の除名（一九八四年）をしました。その後は通信労組に結集しました。

全電通反共指導部との闘い

電通労働運動のたたかいは、大きく言って4つぐらいの流れになるのかなと、私が携わった1つは、「4・17問題」です。

千代田丸事件

1956年の時に、電電公社の海底線路、朝鮮半島に海底線を引きに行くと、痛みがあったので、アメリカが「早く修理せよ」と「修理に行け」という命令が出た。その時に、李承晩ラインというのがある、それを超えると相手は「攻撃するぞ」という状態だった。

本社支部執行部（民主派）が労働者の命が危ない、そんな命令には従えないと千代田丸という布設船をストップさせた。それで公社は支部役員を解雇してきました。解雇後、結果としてその船は行つたわけですけども、解雇問題は裁判になり、最高裁で解雇無効とい



うことで勝利しました。本社採用だった野崎さん（解雇当時支部書記長）とか山本さん（解雇当時支部委員長）らは、エリートだったので当時の電電公社のパート2&3なので総裁に次ぐ待遇で本社に戻ったそうです。広い部屋を与えられたが仕事はなし、毎日そこで何をしているのかというところ「赤旗と読んだり勉強している」と、それが半年か一年ほど続いた時に、「年金も、全部支払うから辞めてくれ」と言うて来て、野崎

さんもそれに応じて公社を辞めたと聞きました。

東京には市外電話局支部に山中郁子さん（後に日本共産党参議院議員）が専従でおられたが、そのメンバーも全部「4・17問題」の時に除名処分を受けて民主的な役員はすべて排除されました。多くの地方で支部や分会役員に出ている民主的な役員が多くが、「4・17問題」で排除され、電通の労働運動が大きく様変わりしました。この問題がなければ電通労働運動はもつと発展し、全国の労働運動の発展にも貢献する運動ができたのではといわれています。

電通不正経理事件と労使癒着

民主的な統一派が役員から排除されてから、労使癒着がひどくなりました。1980年に明らかになったのは、電電公社が不経理で、お金を浮かして全電通役員の間で懐柔していきま

この中で近畿通信局と全電通近畿地本幹部が4000万円の飲み食いをしたことが国会で明らかになった。結局、その不正経

理の金がどういう風に使われたかというところ、全電通大会などでは、労務と一緒に着いていき、大会の夕食や二次会に労使で飲み食いするのです。丁度私が山口大会に傍聴にいった時、湯田温泉のナイトクラブ前で電電公社役員と全電通キンキ地本役員が真つ赤な顔をして一緒に出てこられたところ、バツタリ出くわしました。近畿地本役員は私の顔を知っていますから慌てて逃げていったことを思い出しました。結局、不正経理を浮かした4000万円はこのように使われたと実感しました。

労働組合懐柔の手口

全電通全国大会の議案書は、まず電電公社の労務が見て、チェックしその後で議案として、組合員に下ろすことが明らかでした。

一つ労使癒着で私が直接実感したことは、電話局に新しい交換機などが導入される時には、地本の交渉とか支部の交渉があり、「これだけの機械を入れるにはこれだけの要員がいる」という交渉をしていました。その交渉の場にも役員だから出ていく、1日目は私らの要求通り、支部の役員、地本の役員らも会社に対して「こーじゃないか」追求するのです。そして、全電通の役員は交渉を中断し「明日、もう一度交渉をしよう」と、「今日はこれで休憩にしよう」というのです。翌日になったら、支部や地本の役員は「岩崎君、これ以上追求してもダメだから会社の言う通りにしよう」と、結局当局の言いなりの内容で妥結するのです。おかしいなあと思えば交渉の中断に、労使で飲み食いし労使癒着の妥結を話し合っていたのです。このように4000万円が使われたのだと確信しました。

学習と政策提案、電通あり方懇の活動

「4・17問題」というのは本

当に電電公社に働いている者にとっても不幸な出来事でした。結局、その時に草川さん(全電通北大阪支部長)とか武岡さん(全電通南大参支部長)らが除名された。それから17年間、全電通の方針、全電通の大会議案書に対し、草川さんらが必ず対案を出し、学習会を組織し、民主的な電通労働運動を研究、勉強していました。

これが後々に労働組合の少数

1980

1.14	京都統一労組懇、独自の春闘構想発表
1.22	統一労組懇、「ナショナル・センターのあり方懇談会」を正式結成
3.13	労働組合のナショナルセンターのあり方を考える京都懇談会(京都あり方懇)発足、第1回シンポジウム
4.3	統一労組懇、「4・3中央総行動」実施

組合でも学習が一番大事だと教えてくれたのがこの17年間だったのです。その間に私たちは学習会をやって、その学習をしたことを山岸らにそれを突き付けた。こういうことを繰り返し返して運動を

してきて幅が広がってきました。そのたたかひの中で通信労組の結成(一九八一年四月二六日)になるのですけども、それまでに「電通あり方懇」という運動を広げていきました。初めは「電通学習交流集会」を奈良でやってきた。所属労働組合の如何にかかわらず電通労働者が350人から400人ほど結集して学習を強めてきました。一九八六年ぐらいから「真のナショナルセンターをつくらう」と「電通あり方懇」を作り変えてその運動を引き継いできました。

通信労組結成へ

その中で1981年に13億円の不正経理問題が明らかになって、「これ以上、排除組が目指していた全電通の中で革新的な運動に変えていくというようなものには全電通指導部がその役割を果たさなくなった」と、癒着もあり、労働組合として労働者の権利とか生活を守らないことが明らかになった。

これであればその時に軍拡がひどくなる時に労働組合がそれ

に反対も出来ないようであればこれからの運動も大変だと国民の運動も大変になるということ、一番後ろにつけています「通信労組宣言」ですね、ここに通信労組を作った時の宣言文があるのですけども、こういうことで1981年4月26日に「4・17」で排除された172名の大阪在住の人で通信労組が結成された。初めは大阪だけです。

団体交渉権、組合事務所獲得の長い闘い

結成した時には、一般新聞が、朝日新聞も含めて「電電公社の中に新しい組合が出来た」報道しました。当時は、山岸書記長で、山岸氏は「通信労組を作ったけども、3年で野垂れ死にさせる」と言っていた。会社側が「肝に銘じておけよ」という意味なのです。会社側に「この通信労組を認めさせないよ」と、働きかける。そういうこともやりました。

以来、通信労組は35年健在ですけども、山岸氏がそういうふうと言ったことを受けて、電電公社はなかなか通信労組を認めない。

団体交渉もしない。公共企業体ですから、公労法に基づいて団体交渉もやらないといけないので、だから結局、公労委に訴えて「団体交渉をやれ」との訴えをやり、結局2年間やり取りしてやっと団体交渉をやった。

それから組合事務所をなかなか提供しない。結成から5年もの年も経ってやっと組合事務所を大阪に与えるというひどい状態でした。結局、われわれが後で民営化の時に入っていく段階で組合事務所を認めました。初めは掲示板も認めなかった。

民営化反対闘争

1981年に民営化の闘いが通信労組を結成したと同時に追求をしていくことになった。通信労組を結成した頃から「電電公社を民営化しろ」と中曽根第二臨調がそれを言い出した。軍拡路線の一貫として電電公社民営化の方針が出されてきて、「各1軒電話の負担が2万円位になるように考えろ」と言い出した時期でした。全電通も1981年の時には初めは民営化反対と言っていた。

全国大会で「民営化反対」と決めた。その年の10月に中央委員会があり、山岸が急に議案書にも載っていない「これからは第三セクター的なものを考えないといけない」「国民のための会社システムを作り変えていらないといけない」ということを発言して、それが通る。それからずっと民営化賛成の方向に全電通が流れていく。こういうことでした。

この時に何が起こったのか、ちょうどドリストラをやるという石川島播磨の真藤さんが電電公社の総裁になった。その時に山岸&真藤の間に何かがあったのではないか。こういう話がありまして、結局、確認出来ませんでしたけども、どうも真藤氏が「民営化になった時に組合を分裂させたいと、分割したときには組合はバラバラにするぞ」と脅しをかけられたのではないかなと、民営化の時には1社体制で労働組合も一つでという約束を取ってそちらに走っていったのではないかということが多いので語られている。

政策活動の展開

そういうことを通信労組が政策として出しております。通信労組は小さいですけども、NTTの合理化問題で、その時その時に政策にしてパンフにして、「職能給」の時もそうですし、「転進援助制度」の時もそうですし、「11万人リストラ」ももちろんそうですし、その時その時にパンフレットを出して政策で職場労働者を激励する。こういうことをやっております。

組合員拡大と電通あり方懇との共同の闘い

通信労組が176名ではなかなか力が発揮できないということで、電通あり方懇と共同して進めていくということになりました。通信労組が増えだしたのは1984年に民営化反対の時に除名されて、分会事除名される状況になった時にわれわれが一举に通信労組に入ってしまった。その時に350名くらいになって、それから全国組織にすることから意思統一をして全労連に参画

をするときには、4桁、1000名にして参画をしようと、私もその時には書記次長でしたけども、全国を地球2周半回りました。オランダに回って分会を握っていない所も通信労組に来るように全国行脚して、結局、89年の時に950名になって、それで全労連に参画をして翌年、東京の情報案内86名で、その時に他の地域も増えまして1300名になった。これが通信労組最大であった時の数字です。

電電民営化反対の闘争

3番目に電々民営化反対の運動です。1981年から始まって、通信労組は政策を出して、「臨調行革路線反対、10万人リストラ反対」で声明を出して全国の労働者に訴えた。この時に1982年6月に全電通が「ウソ800万署名」とわれわれは呼んでいるのですけども、第三セクター的な会社方針にしようという、あやふやな内容の署名なのです。この時の署名を中曽根に持って行っている。中曽根は「電々の労使は、民営化してくれ」と言っているのではな

いか。国会でその署名を下にやった。結局われわれが言った「この署名は賛成に使われた」ということが後で明らかになった。当時は及川委員長、山岸書記長体制で、1983年に社公民で電電公社の分離分割が合意して進められた。

民営化反対シンポジウム

その時点で、3で書いていますように、「民営化反対のシンポジウム」を全国的にずっとやりました。このシンポで大きな役割をしてくれたのが専修大学の儀我壮一郎さん、大東文化大の井上照幸さん、大阪大学の安倍誠二さんらが力を合わせて頂いて全国的なシンポをやった。

東京が皮切りで労金会館で400人、私はその時にはまだ全電通の関目分会ですから、もちろん分会段階でも地域の人を集めてやったが、地本と支部が「そのシンポジウムは中止せよ」と言って、役員がその会場に入って椅子に座って動かないので、うちの組合員が「暴力を振るうな」と言って、椅子毎会場の外へ出した。それで

シンポジウムをやったのを憶えています。

即、向こうは怒って除名してきました。大阪では1000名、それ以降全国各都道府県でシンポジウムは広がりまして、42万筆の反対署名を取った。そういう運動の中で、1984年9月にわれわれを除名してきた。それで通信労組に結集した。

電電民営化スタート、戦後初の純粋持ち株会社が発足

1985年4月に電電公社が「社体制で民営化しました。その時には、あと2年後には、国鉄が分割民営化されるのですけども、電電公社の場合は、全部そのままNTTになった。組合もそのまま、誰一人首を切られずいそのままでした。

その次を考えていたのでですね、1997年には純粋持ち株会社、戦後50年間出来なかったものを1997年に独禁法を改悪して持ち株会社が出来るようになった。1997年7月にNTTが戦後初めての純粋持ち株会社を発足させる。

ここで3つの会社に、東・西会社、コミュニケーションにドコモはその2年前に長距離部門という事で分離をして別の会社に先に作っておくのです。これは行く行く儲かる部門ということ、その時には、ドコモと言わずに長距離部門ということ、そういう会社を作って、それから携帯電話、最初はポケベルです。そして携帯になっていく。

最初はごつい軍隊が使うような携帯電話だった。そういうことをやりだした。1999年7月にはドコモは先に会社を作っていた。この時にはドコモで働いている人は、NTTと同じ条件で転籍をしている。労働条件も全部持ち込んでやっている、そういう協約があったのです。そういうことで3つの会社に分割をして進むという事です。

株は100%純粋持ち株会社が持つ、そして配当金を払え。当時大体1年間で350億ずつくらい配当金を払っていた。コミュニケーションも100%ということ、今はだいぶ減っていますけども、株を総括する部隊は250人程度。ドコモは先に分割

していますから、いま年間800億以上儲けていますね。NTTは1兆3000億円の利益がありますけども、その内の8000億円以上がドコモなのです。

電々民営化は大企業に奉仕するため、利用者には不便とサービス低下、料金負担増だと私たちは言いましたがその通りになりました。その時に最初「電々を民営化したら、そこに企業が参入出来る」と、「それは料金などを別に決められる」ということでやってきた。

第二電電を育成

その時にNCCという第二電々が出て来た。第二電々を育成強化するとことがNTTにあって、その第二電々と言われている部分は、自分の所に電話線はいっさい持たない。NTTの電話線を使って自分の所は利益を上げる。こういうことをやって、それで出て来たのが今のソフトバンク、auと言われる携帯電話会社、携帯電話がこれだけ儲かっていると、これは3社で独占しています。どこも同じような値段です。第二

電々と言われている所に日本の大企業、大銀行が全部資金投資しているのです。儲かるということ、圧倒的に資金投資をやつてきたことも明らかになりました。

利用者には、104番（電話番号案内）は無料でした。それを有料化する。こういうこともやってきました。今でもレンタルがあるのです。黒電話はもうないかもしれないけども、レンタルしたら今でも無料で修理に来るのです。それを全部言わずに全部買わせて、回線まで買わせて今は修理代まで全部取られる。

一番ひどいのは対面の窓口、NTTに文句をいう場面がないのです。対面で話をするのがないのです。「それは116番に電話して下さい」と、電話でやるのです。通信労組が入っているのは機械だけの電話局で未だに本部のインターホンを鳴らして「料金をどうしたら払えるのですか」と来る。対面でサービスをするというのは一切なくした。全国の電話局の窓口と言われた所全部閉鎖した。こういうことをしました。

電民営化は、労働者と利用者に何をもたらしたか

1153あった電話局、355まで減らして、その窓口を全部閉鎖してしまった。一時電話局はどの町に行っても1等地にあるので商店街の一番いい場所にある。それが秋田とか山形は全部閉鎖されて、冬は雪をそこへ持つてくる。電話局の前は雪だらけになる。われわれもよく言ったのですけども、昔は町と言ったら電話局と郵便局と学校があった。郵便局も無くなる。電話局も無くなるので町と言えないではないかと笑い話をしていましたけども実際にそういうことも起こって来ました。

そして一番ひどいのは民営化して、料金有料化して合理化して、挙句の果てに2001年のNTT11万人リストラということになってきました。それまでに「希望退職制度」とか「転進制度」とか、こういうことを言いました。多くの労働者を辞めさせる。元々1985年民営化前には32万人いた。1985年には21万人に90年くらいには20万人位に減って

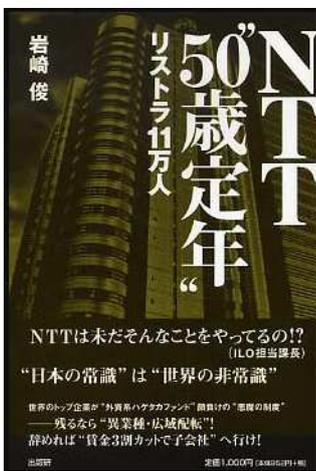
いる。11万人リストラで今現在は東西合わせてNTT社員は8000人から9000人位、ほとんどが子会社に非正規が9万人位になっています。

50歳定年制度

2001年の3か年計画の合理化を出してきまして、いま資料をお渡しして全労連が闘争本部を作ってくれて大きな運動になりましたので色々な資料があります。かいつまんで言いますと、50歳以上の労働者を子会社に転籍をさせて賃金を30%下げると、それを了解しない労働者は仕事をとり上げて遠隔地配転をさせ

ほど言いましたドコモのように「親会社に戻らない」ということがはっきりしていて、その時には労働条件を持ちこむと賃金は同じという協約がある。

この時点で協約はあったのです。現にわれわれはその協約を持つていて団体交渉に出したので、つまり「11万人リストラのこの計画は協約使えません」と、それはおかしい「協約が使えないとは何事か」と言ったのですけども、NTT労組がそれを認めて「今回の11万人リストラにはこの協約は使わない」と、労使協約はそこまで行くのかなと、協約を持つていて、それを利用しない。そのために労働者が大変な状況になる。にも拘わらずそんなことにした。



る。こういう計画を2001年4月に会社が出てきて、この時にNTTとNTT労組の間では先

30%というのは、NTTの就業規則でNTTが甚大な被害を被った時には懲戒処分されますけれども、懲戒処分をされた時も最大10%切り下げなのですが、それを30%切り下げるとは何事だとわれわれはたたかいを起こした。

50歳以上は52500人いた。それが50歳で転籍を迫られる。こういう状態でした。そこでそれを拒否したのは1200人程で、その多くは広域配転をした。通信労組はその当時750人程が50歳以上だった。450人位が拒否をして遠隔地配転の攻撃をくらった。

ILOに提訴も

このたたかいの中で、小さい労働組合ですけれども大きな役割を果たしたのは、2001年の提案があった時に2002年にILOに156号条約の「家族的責任を果たせない」と「こういうことを許していいのか」と、それを「是正してくれ」とILOに提訴に行きました。

ILOは「こういう情報が来た」



裁判終了後の報告集会であいさつする岩崎委員長(中央)と東京の原告たち=9月29日、東京都港区

けれども、国に対して「夫婦を引き離すような、家庭が保てないようなことでもいいのか」ということで、それに政府が回答した。「育児介護休業法を改定」して配転の時に、「育児(中学まで)介護(労働者は配転を排除する)新しい育児介護休業法にします」という改定がありまして、それをわれわれは活用しまして、子どもが小さい人、[Z]を退職しない労働者はその地方の労働局に訴えに行つて「ILOが言っている通りだからNTTを指導してくれ」と、こういうことを言つてかなりの部分でNTTを退職しないけれども地元で同じように仕事を続ける成果をいくつかの所であげた。

山口で女性の通信労組の組合

員が、子どもさんが小学校6年生、その人を大阪に配転するというのがあって、その組合員が労働局に行つて「こういう状態だ」と言つたら、「直ぐにNTTに言おう」と、配転命令が出る前だから、直ぐに言おうということ、NTTに労働局が正した。その人は結局配転が止まった。山口で働くことになった。再度、労働局に「配転は止まりました」と言いに行つたら、労働局の係の人が手を叩いて喜んでくれた。国公の人も力を貸してくれたから、そういうことになったのかなあということもありません。

全組合員が本社前に大集合

多くの人がそういうことで助かりましたけれども、かなわない労働者もありました。色んな配転に地元で「奥さんが癌だが、こんな理不尽なことでNTTをいま辞めることは出来ない」と言つた労働者が配転をさせられるということもありました。

色んなドラマがありましたけれども、色んなたたかいを最後まで闘えたのは、2001年11月1日に全労連の大きな力も借りて、NTTが計画をしているのだからNTT本社前に全組合員を集めて、電通労働者もつれて大集会をやつて「50歳定年制をやめさせよう」ということを訴えた。

その全国大会には熊谷さんにも出席してもらつてだいぶドラマがありましたけれども、「そんな委員長無謀な」ということを色々言われましたけれども、しかしそれくらいの規模で闘おうというのでやりました。

集まるのはどうするのかという、「みんな年休を取つて自分のお金で集まってくれ」お金は、

50歳定年制・遠隔地配転・成果主義やめよ NTTは「社会的責任」を果たせ!

NTTは「社会的責任」を果たせ! 50歳定年制をやめよ 遠隔地配転をやめよ 成果主義をやめよ 全労連が闘つてきたNTTの労働者たち

てその後通信労組に入る人もある。こういうことが繰り返えされました。

機関紙とかビラ何回もまくと
いうことが大きな力になるなど
思います。途中からゴミ箱も止め
まして、会社側がやった時には一
気に撤去させますけども、「労
組がやる時にはなかなか難し
い。途中からは、ほとんどそれ
無くなってビラはまき放題にな
りました。

ストライキ闘争

もう一つもれましたけども通
信労組は結成から1989年全
労連が出来るのですけども19
85年に民間になりましたから
1987年から統一労組懇がス
トライキを提唱するのです。民間
はやはりストライキをして闘っ
ていこうと、それまではわれわれ
は公労協ですから、ストライキは
処分するということが頭にあつ
てなかなか出来ませんでしたけ
ども1987年に私が初めて提
案して、「1時間でいいのでスト
ライキをやってみよう」と、執行
部の中でも反対がありました。

時間で何が出来るのか」と、それ
はわれわれ少数であつても労働
三権は行使できるのだと、何でか
というところ、要求を前進させるのだ
と訴えて1時間ストした。

やったとたんに1時間ストし
て職場に戻ったら、職場のみんな
が拍手してくれた。NIT労組は
ストしませんから、スト権スト以
来やりませんから、大喝采で、一
人でも石川県でわれわれの先輩
ですけどもストの日に通信労組
の旗を持って玄関に立っている。
他の職員が出て来て「お前今日は
ストライキと違うのか」と、ビラ
撒いていたら「ストライキと違う
のか」というので、「これがスト
ライキだ」と「中で仕事をしてい
ないやろ」と、いまだに1987
年から春闘の時にはストライキ
を続けてやっています。

銚子分会では24時間ストも

24時間ストライキをしたこと
もあります。銚子無線という所が
無線廃止するということが「トン
ツ」です。電電公社が儲からない
ということ、銚子と諫早の2つ
の拠点があつた。銚子無線をなく

すということがあり「そんなこと
は相ならん」と、無線は日本に來
る世界の船舶からトンツで船
の中の労働者の健康状態とか入
国するための処理とか、それを先
に電報で打ってくるのです。重病
人が出たら船が何処に着いて救
急車をどうするかという手配を
する。これは儲からないのです。
それを廃止するということはけ
しからんと、銚子で大闘争をやり
まして8万人の人口で2万人署
名を2週間で集めました。全戸ビ
ラもやりました。

この闘いの時に、どうしても止
めなアカンということで、初めて
24時間ストライキをしました。
銚子分会だけ24時間ストをし
ました。地域の人も差し入れをし
てくれて、ちょうど雨の日でしたか
ら、局舎の前にテントを張って
24時間待機してストライキした
地域の新聞にも大きく報道され
た。

この時に結局廃止されてその
労働者が遠隔地配転させられた
時にILOに訴えに行ったのが
銚子無線の労働者だった。その次
に11万人ストラの時にわれわ
れが行き、2回ILOには訴えに

行った。同じ内容です。

ストライキで残念ながら止め
られませんでした。が、職場を激励
する。今は他の労働組合の
方を激励する。例えば四国であ
れば、四国の愛媛でやると四国の全
部の労働組合が支援に来てくれ
て、「何人が突入しているのか」
と聞くので、2人、3人やと言っ
た。地域の人から本当に激励され
ている。また激励していると、そ
れが通信労組のストライキです。



東京大手町のNTT持株会社前（3月11日）

そのような小さな組合ですけれども一定の役割を果たしてきたのではないかと考えています。これでもちょうど1時間になるので皆さんのご要望に応えたことになるのかわかりませんが。



本日 (始業時から午前10時まで) **ストライキでたたかいます**

コロナ禍だからこそ、大幅賃上げと均等待遇を

正規 月額2万5000円以上 **非正規** 時給250円以上

「コロナ禍だからしょうがない」の声があります。しかし「なんでも自由に競争して勝ったものが成果を手にすることができる」経済社会が、いかに私たちの命と暮らしを脅かしているかがより鮮明になりました。コロナ禍の今だからこそ「賃金の大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしく暮らせる生活をつくる」ことで、希望ある新しい社会につなげることができます。

大幅賃上げ

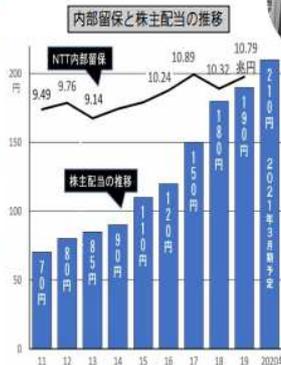
■本日、一律月額2万5千円以上の賃上げ、非正規雇用労働者の時間賃金一律250円以上の引き上げ、すべての非正規雇用労働者の時間賃金1500円以上の保障など職場労働者の切実な諸要求の実現をめざしてストライキでたたかいます。

内部留保

■NTTは10兆7875億円を超える内部留保をかかえる大企業です。この内部留保の3.19%を取り崩すだけでNTTグループで働くすべての労働者の賃上げは可能です。

力合わせて

■労働者のみなさん「雇用と暮らし」を守り、生活を向上させるために、力を合わせてともに声をあげていきましよう。



10兆7875億円
NTT持株会社の連結内部留保額

内部留保
ためこみ利益のわずか
3.19%
取り崩すだけで
ベースアップ
資格賃金増額
が可能

(2021年国民労働白書より作成)
NTT連結決算2020年3月期

JMITU通信産業本部 〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F
連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930 2021年3月号外

労働相談ホットライン

Eメール koetcw@gmail.com
tel (03) 5355-7932

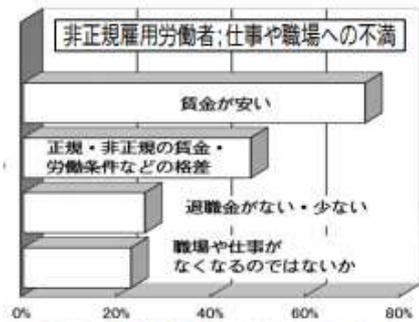
雇用差別・賃金差別をなくそう

同じ仕事なら同じ待遇を

非正規差別NO

声をあげて変えていこう

日本郵政グループで働く労働者が組織している、郵政産業労働者ユニオンの労働者が「扶養手当、年末年始勤務手当、住居手当」等、社員と非正規雇用労働者との格差是正（労契法20条裁判）を求め2014年に全国各地で裁判を起しました。昨年10月15日には、最高裁判所から「非正規雇用労働者への不合理な格差は違法」との判決が出され、権利拡充へ大きな力となりました。



通信産業本部「21春闘働くみんなの要求アンケート」より